

大阪広域環境施設組合公平委員会規則第3号

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情の処理に関する規則(平成27年公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(公平委員会に対する苦情相談) 第2条 職員は、公平委員会に対し、文書 又は口頭により苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。 〔(1) 略〕 (2) <u>法第22条の4又は第22条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談</u> 〔2 略〕	(公平委員会に対する苦情相談) 第2条 〔同左〕 〔(1) 同左〕 (2) <u>法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談</u> 〔2 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項(第22条の5第3項において準用する場合を含む。)に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の苦情の処理に関する規則第2条第1項第2号の規定を適用する。